

農用地区域内に農家住宅を建築する場合は手続きが必要です

市は、5月7日から5月31日まで、中山間地域等直接支払制度などによる農地の保全や農家住宅の建築に限り「農用地区域への編入と農用地区域からの除外申し出」を受け付けます。今回の受け付けは特例的な措置であり、一般住宅、商業施設などは対象外となります。詳しくは、お問い合わせください。

農地を有効に活用して農業を振興する地域は、「農業振興地域整備計画（農振計画）」において農用地区域に定めています。この区域内の農地を農地以外に利用する場合は、農業委員会へ農地転用許可申請を行う前に手続きが必要となります。

今回、農業者の利便性を向上するために農振計画を見直し、次の場合に限定して「農用地区域への編入と農用地区域からの除外申し出」を受け付けします。

■相談・受け付け期間 5月7日(木)～5月31日(木)
■受け付け対象

- 【編入】中山間地域等直接支払制度などによる農地保全
 - 【除外】農用地区域内での農家住宅や農業後継者住宅の建築、国・県の補助事業に伴う施設の建築
- ※除外については土地の利用計画が明確で右記の除外条件を全て満たすもので、総合的に検討してやむを得ないと判断された場合に限る
- その他 農業委員会への農地転用許可申請は農振

除外の決定後です。このため、土地を実際に利用できるのは25年1月以降の見込みとなります

■問い合わせ 本庁農政課農政係（内線362）、各総合支所産業振興課

- 除外条件
- ①農用地区域以外に代替すべき土地がない
 - ②農用地区域の農業上の効率的で総合的な利用に支障を及ぼすおそれがない
 - ③農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者（認定農業者等）の農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがない
 - ④農用地区域内の土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれがない
 - ⑤土地改良事業などの土地基盤整備事業を行った場合は、完了した翌年度から8年を経過している

固定資産の評価替えを実施

固定資産税は、毎年1月1日の賦課期日に、土地・家屋・償却資産の所有者がその所在地の市町村に納める税金です。固定資産のうち土地と家屋については、3年に一度、評価の見直し（評価替え）を行っています。24年度は評価替えの実施年度です。次のとおり見直しを行います。これにより税額が変わる場合があります。税額の算定方法など、詳しくはお問い合わせください。

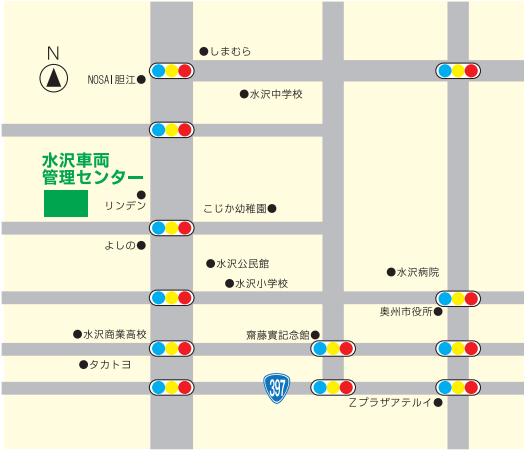
- 【土地】住宅用地の負担水準（※）の上限が変わります。住宅用地などは、負担水準が80％を超えると税額が据え置かれていましたが、法改正により、24年度から負担水準90％以上の場合に据え置きと変更になりました。これにより、税額が上昇する場合があります。また、土地の利用状況に変化がない場合でも、評価替えによる課税地目の見直しにより、評価額や税額が上昇する場合があります。（※）評価額に対する課税標準額の割合
 - 【家屋】国の固定資産評価基準は、3年ごとに建築資材・物価などの動向を調査し改正されます。このため、床面積の変更などの異動がない限り、3年間は同じ評価額になります。評価替えは、同様家屋を現時点において建築した場合の費用を基に、国の求める補正率を用いて評価額を算定します。
- 問い合わせ 本庁税務課土地係、家屋係（内線352～357）

農産物の放射性物質測定を再開

市は、福島第一原子力発電所の事故に伴う放射能問題に対応し、市民の皆さんの不安解消と農産物の風評被害を防止するため、昨年度に引き続き、市内で生産された農産物の放射性物質濃度測定を行います。測定は無料ですが、事前に予約が必要です。詳しくはお問い合わせください。

- 1検体当たりの測定時間は約40分
- 測定結果の公表 検査結果は、市ホームページなどで公表します
- 問い合わせ・予約先 本庁農政課農産係（内線365）

- 測定日時 5月10日(木)、11日(金)、17日(木)、18日(金)、24日(木)、25日(金)、31日(木)午前9時半～正午、午後1時～4時半
- 測定場所 水沢車両管理センター
- 測定品目 市内で生産した、①販売を目的とする農産物②家庭菜園や自宅庭内で収穫した野菜や果樹など
- ※加工品や店舗で購入した食材は対象外
- 予約方法 測定希望日の前日午後3時までに、本庁農政課農産係に電話で予約
- ※予約開始は5月1日(木)から
- ※次の予約は、申し込んだ測定の終了後から受け付け
- 注意事項 ①測定は1人につき1日1検体②検体は事前に可食部1kgを水洗いし、細かくして持参③



水沢車両管理センターの位置

軽自動車税の減免申請を受け付けます

平成24年度軽自動車税の減免申請を次のとおり受け付けます。昨年度に対象となっていた人も手続きが必要です。忘れずに申請してください。

- 対象者 身体や知的、精神に障がいのある人とその介護者
 - 減免対象 障がいのある人が所有し、本人もしくは生計を同じくする人が運転する軽自動車
- ※障がいの程度に要件があります。詳しくはお問い合わせください
- 申請期限 5月24日(木)（口座振替納付は21日(木)）
 - 申請時に必要なもの ①障がいに関する手帳など②車検証③運転する人の免許証④納税通知書⑤本人以外の人が運転する場合は、その使用目的に応じた各種証明書など⑥印鑑
 - 問い合わせ・申請先 本庁税務課諸税係（内線337、338）

■申請日時・場所		
期 日	時 間	場 所
5月9日(木)～24日(木)	午前8時半～午後5時15分	本庁税務課
5月17日(木)	午前9時～午後4時	納税課 江刺総合支所駐在
5月15日(木)	午前9時～午後4時	納税課 前沢総合支所駐在
5月16日(木)	午前9時～午後4時	納税課 胆沢総合支所駐在
5月11日(金)	午前9時半～正午	納税課 衣川総合支所駐在

